
四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

国際石油開発帝石株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	6
3 【財政状態及び経営成績の分析】	6
第3 【設備の状況】	10
第4 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【株価の推移】	16
3 【役員の状況】	17
第5 【経理の状況】	19
1 【四半期連結財務諸表】	20
2 【その他】	36
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	37

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月12日

【四半期会計期間】 第3期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年 12月31日)

【会社名】 国際石油開発帝石株式会社

【英訳名】 INPEX CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 黒田直樹

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03-5572-0233

【事務連絡者氏名】 広報・IRユニットジェネラルマネージャー 板野和彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03-5572-0233

【事務連絡者氏名】 広報・IRユニットジェネラルマネージャー 板野和彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第3期 第3四半期連結 累計期間	第3期 第3四半期連結 会計期間	第2期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	922,643	181,049	1,202,965
経常利益 (百万円)	561,872	82,445	685,799
四半期(当期)純利益 (百万円)	140,860	36,831	173,245
純資産額 (百万円)	—	1,362,790	1,238,812
総資産額 (百万円)	—	1,752,640	1,807,900
1株当たり純資産額 (円)	—	540,759.88	491,168.09
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	59,806.81	15,646.10	73,510.14
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	72.6	64.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	210,008	—	363,994
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△195,694	—	△261,766
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△47,370	—	△45,228
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	183,884	222,269
従業員数 (名)	—	1,807	1,724

(注)1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 甲種類株式は剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり純資産額及び1株当たり四半期(当期)純利益の各数値の算出の際には、発行済株式総数及び期中平均発行済株式数に含めております。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間における、関係会社の異動は以下のとおりです。

(1) 合併

当社は、完全子会社の国際石油開発株式会社及び帝国石油株式会社を、平成20年10月1日付で吸収合併しております。

(2) 除外

インペックス北マカッサル石油株式会社株式会社（連結子会社）が平成20年12月19日に、インペックス北ナトゥナ石油株式会社（連結子会社）が平成20年12月26日に、それぞれ清算終了したため関係会社に該当しなくなりました。

(3) 新規

当第3四半期連結会計期間において、新たに連結子会社となった会社は以下のとおりです。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合		関係内容	
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	役員の兼任等(名)	営業上の取引等
(連結子会社) インペックスセラム海石油㈱	東京都港区	901	インドネシア共和国西パプア州南西部海域セラム海スマイⅡ鉱区における石油・天然ガスの探鉱	100.00 (100.00)	—	7	—

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	1,807[535]
---------	------------

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
- 2 従業員数欄の[]は外数で、臨時従業員の当四半期連結会計期間における平均雇用人員であります。なお、平均臨時雇用者数は、オペレーターとして海外における開発プロジェクト推進のため契約ベースにより雇用し、臨時雇用者として分類される現地従業員、国内における石油・天然ガス関連事業のため契約ベースにより雇用し、臨時雇用者として分類される嘱託・契約社員等の従業員及び派遣社員などであります。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	1,041[217]
---------	------------

- (注) 1 従業員数は、当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員数であります。
- 2 従業員数欄の[]は外数で、臨時従業員の当四半期会計期間における平均雇用人員であります。なお、平均臨時雇用者数は、嘱託・契約社員等の従業員及び派遣社員などであります。
- 3 当社は、平成20年10月1日付で、完全子会社の国際石油開発株式会社及び帝国石油株式会社を吸収合併しており、当四半期末時点の提出会社の従業員数は、第2四半期末時点（100名）から増加しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別 セグメント	区分	当第3四半期連結会計期間 自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日
石油・天然ガス 関連事業	原油	19百万バレル (日量205千バレル)
	天然ガス	96十億CF (日量 1,047百万CF)
	小計	35百万BOE (日量 379千BOE)
	石油製品	63千kl (397千バレル)
	ヨード	129t
	発電	16百万kWh

- (注) 1 海外で生産されたLPGは原油に含みます。ただし、国内の製油所にて生産されたLPGは石油製品に含みます。
 2 原油の生産量の一部は、石油製品の原料として使用しております。
 3 原油及び天然ガス生産量の一部は、発電燃料として使用しております。
 4 上記の生産量は持分法適用関連会社の持分を含みます。また、上記の生産量は連結子会社及び持分法適用関連会社の決算日にかかわらず、10月1日から12月31日の実績となっております。
 5 当社グループが締結している生産分与契約にかかる当社グループの原油及び天然ガスの生産量は、正味経済的取分に相当する数値を示しております。なお、当社グループの権益比率ベースの生産量は、原油 28百万バレル(日量 300千バレル)、天然ガス 177十億CF(日量 1,924百万CF)、合計 57百万BOE(日量 621千BOE)となります。
 6 BOE(Barrels of Oil Equivalent)原油換算量
 7 石油製品は換算後の数値を括弧内に記載しております。換算係数は1kl当たり6.29バレルです。
 8 ヨードは、他社への委託精製によるものであります。
 9 数量は単位未満を四捨五入しております。

(2) 受注実績

当社グループの販売実績のうち、受注高が占める割合は僅少であるため受注実績の記載は省略しております。なお、石油・天然ガス関連事業は、受注生産を行っておりません。

(3) 販売実績

- a) 当社グループは海外で生産された原油のうち当社取得権利量を、国内の精製会社をはじめ、国内外の需要家へ販売しております。インドネシアで生産された天然ガスはプルタミナを通じ、主にLNGとして日本の電力会社、都市ガス会社や、韓国、台湾等の需要家に販売しております。国内で生産された天然ガスはパイプラインを経由して沿線の需要家に販売しております。
- b) 当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業の種類別 セグメント	区分	当第3四半期連結会計期間 自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	
石油・天然ガス 関連事業	原油	17,677千バレル	91,395
	天然ガス	94,368百万CF	82,682
		LPG:452千バレル	
	その他		6,395
小計		180,473	
その他の事業			575
合計			181,049

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 決算日が12月31日の連結子会社につきまして、連結決算日で決算を行っている会社を除き、7月から9月の業績を第3四半期として連結しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。
- 3 販売量は、単位未満を四捨五入しております。
- 4 主要相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。なお、プルタミナへの販売の大部分は天然ガスであり、その過半をLNGとして日本の需要家へ販売しております。

相手先	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)
プルタミナ	60,553	33.4

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間における我が国経済は、世界的な金融危機の深刻化が実体経済にも波及し、景気の悪化が鮮明になってまいりました。また、景気の先行きについても、回復の見通しは立っておらず、さらに下押しするリスクが懸念されております。

当社グループの業績に大きな影響を及ぼす原油価格については、国際原油価格であるWTI(ウェスト・テキサス・インターメディアートの略。国際的な原油指標。)が12月末の終値ベースで1バレル当たり40米ドル台まで大幅に下落する展開となりました。期初WTIは98.53米ドルから始まりましたが、米国発の金融危機に端を発した世界的な景気悪化によるエネルギー需要減退及び投機資金の商品取引市場からの流出等を背景に期中を通し一貫して下落を続け、一時US\$33.87米ドルまで下落しました。その間、2度のOPEC臨時総会で協調減産が決議されたものの、下落基調を反転させる要因とはならず、結局44.60米ドルで当期を終えました。この結果、当第3四半期連結会計期間の原油の当社グループ販売平均価格は52.26米ドルとなりました。

一方、業績に重要な影響を与えるもう一つの要因である為替相場は、10月に1米ドル105円近辺から始まりましたが、欧米の金融不安をきっかけに株式相場の下落や相対的に金利の高い通貨の下落が強まるなどリスク資産逃避の動きが加速したことや、景気悪化と商品先物価格の下落によるインフレ圧力の後退を受けて、世界的に急激な利下げ局面を迎えたことから、円は全面高となりました。斯かる状況下、ドル円相場は期を通して円高ドル安が進行し、その結果、期末公示仲値(TTM)は前期末から12円62銭円高の91円01銭となりました。なお、当社グループ売上の平均為替レートは、1米ドル97円93銭となりました。

このような事業環境の中、当第3四半期連結会計期間は平均為替レートが円高に推移したことに加え、油価・ガス価が下落し売上高は181,049百万円となりました。このうち原油売上高は91,395百万円、天然ガス売上高は82,682百万円となりました。当第3四半期連結会計期間の販売数量は、原油が17,677千バレル、天然ガスは94,368百万CFとなりました。このうち、海外生産天然ガスは78,490百万CFとなり、国内生産天然ガスは425百万立方メートル、CF換算では15,877百万CFとなっております。海外生産原油売上の平均価格は1バレル当たり52.26米ドル、海外生産天然ガス売上の平均価格は千CFあたり8.19米ドルとなりました。なお、国内生産天然ガスの平均価格は立方メートルあたり38円90銭となりました。

一方、売上原価は65,264百万円、探鉱費は2,532百万円、販売費及び一般管理費は16,085百万円となり、営業利益は97,166百万円となりました。営業外収益は主として、受取配当金及び受取利息により14,342百万円となりました。営業外費用は主に投資有価証券評価損により29,063百万円となりました。この結果、経常利益は82,445百万円となりました。

法人税、住民税及び事業税が55,832百万円、法人税等調整額が△7,750百万円、少数株主利益は△2,468百万円となり、当第3四半期連結会計期間の四半期純利益は36,831百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績につきましては、当社は売上高、営業利益のいずれについても全セグメントの合計額に占める石油・天然ガス関連事業の割合が90%を超えているため、記載を省略しており

ます。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

①日本

天然ガスの販売が堅調に推移したことや単価の上昇により、売上高は24,320百万円、営業利益は10,245百万円となりました。

②アジア・オセアニア

油価及びガス価の下落に加え、為替が円高に推移したことにより、売上高は84,203百万円、営業利益は53,579百万円となりました。

③ユーラシア(欧州・NIS諸国)

油価の下落に加え、販売量の減少により、売上高は8,452百万円、営業損失は160百万円となりました。

④中東・アフリカ

油価の下落により、売上高は61,668百万円、営業利益は35,024百万円となりました。

⑤米州

売上高は2,404百万円、営業利益は705百万円となりました。

(2)財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は1,752,640百万円となり、前連結会計年度の1,807,900百万円と比較して55,260百万円の減少となりました。このうち、固定資産はカシャガン油田やマハカム沖鉦区等への投資による生産物回収勘定の増加やオセアニア地域での開発投資等による有形固定資産の増加等により、前期末と比べ104,698百万円増加しましたが、流動資産は現金及び預金や、油価下落及び円高等による売掛金の減少などにより159,958百万円減少しました。一方、負債は借入金の返済や油価下落による未払外国法人税の減少などにより、179,238百万円の減少となりました。

純資産は1,362,790百万円となり、前連結会計年度比123,977百万円の増加となりました。このうち、少数株主持分は90,115百万円で、前連結会計年度比8,673百万円の増加となりました。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前四半期連結会計期間末の210,257百万円に当第3四半期連結会計期間中に減少した資金26,372百万円を差し引いた183,884百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における営業活動、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの状況及びそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、第2四半期連結累計期間の211,383百万円から第3四半期連結累計期間は210,008百万円となり、当第3四半期連結会計期間では差し引き1,374百万円使用したこととなりました。これは、油価下落に伴う四半期純利益の減少等に加え、法人税の支払いがあったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の投資活動の結果使用した資金は、当第3四半期連結累計期間の195,694百万円から第2四半期連結累計期間の179,098百万円を差し引いた16,596百万円となりました。これは、主

に生産物回収勘定の資本支出及び有形固定資産の取得による支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、第2四半期連結累計期間の50,624百万円から当第3四半期連結累計期間の47,370百万円となり、当第3四半期連結会計期間では差し引き3,253百万円の資金を得られたこととなりました。これは、配当金の支払いがあったものの、借入による収入が増加したことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりです。

①基本方針の内容

当社は、平成18年4月3日、国際石油開発㈱および帝国石油㈱を完全子会社とする株式移転により設立され、平成20年10月1日、当社を存続会社とする簡易合併により、国際石油開発株式会社および帝国石油株式会社を吸収合併するとともに、商号を国際石油開発帝石株式会社に変更し、新たなスタートを切りました。両社の経営統合により、当社グループは、バランスのとれた資産ポートフォリオ、国際的な有力中堅企業としてのプレゼンスおよび高い水準のオペレーターとしての技術力等を有するに至っております。当社グループは、この統合効果を最大限に活かし、既発見の大規模油ガス田の早期商業生産を達成するとともに、今後とも優良な油ガス田を積極的に獲得するための投資強化を通じ、国際競争力のある我が国の中核的企業として、企業価値のさらなる向上を目指して積極的な事業展開に努めてまいります。

②財産の有効な活用および不適切な支配の防止のための取り組み

当社グループは、健全な財務体質のさらなる強化を図りつつ、石油・天然ガス資源の安定的かつ効率的な供給を可能とするために事業基盤の拡大を目指し、探鉱・開発活動および供給インフラの整備・拡充等に積極的な投資を行います。当社は、これらの活動を通じた石油・天然ガスの保有埋蔵量および生産量の維持・拡大による持続的な企業価値の向上と配当による株主の皆様への直接的な利益還元との調和を、中長期的な視点を踏まえつつ図ってまいります。

また、当社は、投機的な買収や外資による経営支配等の可能性を排除するため、その設立時において、国際石油開発㈱が経済産業大臣に対し発行していた種類株式と同等の内容の甲種類株式を発行しております。その内容は、i)取締役の選解任、ii)重要な資産の全部または一部の処分等、iii)当社の目的および当社普通株式以外の株式への議決権（甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。）の付与に係る定款変更、iv)統合、v)資本金の額の減少、vi)解散、に際し、一定の要件を充たす場合に甲種類株主総会を開催し、甲種類株主が平成20年経済産業省告示第220号に定める議決権行使のガイドラインに則り、議決権を行使できるものとしております。

当該ガイドラインでは、上記i)およびiv)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われていく蓋然性が高いと判断される場合」、上記iii)当社普通株式以外の株式への議決権（甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。）の付与に係る定款変更の決議については、「甲種類株式の

議決権行使に影響を与える可能性のある場合」、上記 ii)、iii) (目的に係る定款変更)、v) および vi) に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合」のみ否決するものとされております。

さらに、当社の子会社定款においても子会社が重要な資産処分等を行う際に、上記 ii) 重要な資産の全部または一部の処分等に該当する場合には、当該子会社の株主総会決議を要する旨を定め、当社取締役会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要としています。

③上記②の取り組みについての取締役会の判断

上記②の取り組みは、中長期的に安定した収益力の確保と持続的な企業価値の向上を目指すものであり、基本方針に沿うものであります。

なお、上記②の甲種類株式は、拒否権の対象が限定され、その議決権行使も平成20年経済産業省告示第220号（平成20年10月9日付）に定めるガイドラインに則り行われることから、経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう透明性を高くした必要最小限の措置であり、会社役員の地位の維持や株主の皆様の共同利益を損なうことを目的とするものではないと考えております。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の石油・天然ガス関連事業における研究開発費は180百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

第2四半期連結会計期間末において計画中であった以下設備が完成、稼動しております。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	着手年月	完成年月	完成後の能力
国際石油開発 帝石㈱ 新潟鉱業所	新潟県長岡市	石油・天然ガス関連事業	天然ガス採掘井 (2坑井) [坑井掘さく工事]	平成19年3月	平成20年11月	生産能力1坑井あたり日 量約30万m ³

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,000,000
甲種類株式	1
計	9,000,001

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,358,409	2,358,409	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。内容の詳細については(注)1をご参照下さい。
甲種類株式	1	1	非上場・非登録	単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。内容の詳細については(注)2及び3をご参照下さい。
計	2,358,410	2,358,410	—	—

(注) 1 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。

2 甲種類株式の内容は次のとおりであります。

1 議決権

甲種類株式は当会社株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

2 剰余金の配当および中間配当

甲種類株式に対する剰余金の配当または中間配当は、当会社普通株式に対する剰余金の配当または中間配当と同額にて行われる。

3 残余財産の分配

甲種類株主は当会社普通株式に対する残余財産分配の金額と同額の残余財産分配請求権を有する。

4 甲種類株主総会の決議を要する事項に関する定め

次の場合においては、甲種類株主による種類株主総会の決議を経なければならない。なお、当会社株主総会の招集通知を発する場合、当会社は、甲種類株主に対して、当該招集通知の写しを送付するとともに、甲種類株主総会の開催の有無につき通知するものとする。甲種類株主総会を開催する旨の通知は甲種類株主総会の招集通知を発することによりなされるものとする。

- (1) 取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において、当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の当会社普通株式の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有していた場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「取締役の選任または解任における100分の20要件」という。)の当該取締役の選任または解任
- (2) 当会社の重要な資産の処分等を行おうとする場合
- (3) 当会社子会社が重要な資産の処分等を行おうとする場合に、当会社子会社の株主総会において当会社が議決権を行使しようとする場合

- (4) 以下の事項に関する定款変更を行おうとする場合(当社が合併、株式交換、株式移転を行おうとする場合において、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、またはこれらを目的とする契約において定款変更の定めが含まれる場合の当該定款変更に関する甲種類株主総会の要否、および当社が株式移転をする場合において、新設持株会社の定款の規定が当社の定款の規定と異なる場合の当該株式移転契約の承認に関する甲種類株主総会の要否については、下記(5)の規定によれば合併、株式交換、株式移転に関する甲種類株主総会の決議が不要な場合であっても、本規定に従ってこれを決する。)
- ① 当社の目的
 - ② 当社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与
- (5) 当社が合併、株式交換、株式移転を行おうとする場合。ただし、以下の各号に該当する場合を除く。
- ① 合併において当社が存続会社となる場合。ただし、合併完了時点において当社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該合併を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「合併における100分の20要件」という。)を除く。
 - ② 株式交換において当社が完全親会社となる場合。ただし、株式交換完了時点において当社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該株式交換を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「株式交換における100分の20要件」という。)を除く。
 - ③ 株式移転において新設持株会社を設立する場合で、甲種類株主が当社定款上有する権利と同等の権利を有する当該新設持株会社の種類株式が甲種類株主に付与されることが、株式移転のための株主総会で決議された場合。ただし、株式移転完了時点において新設持株会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該株式移転を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「株式移転における100分の20要件」という。)を除く。
- (6) 当社の株主への金銭の払い戻しを伴う当社の資本金の額の減少を行おうとする場合
- (7) 当社が株主総会決議により解散をする場合
- (8) 100分の20要件に関するみなし規定
- ① 取締役の選任または解任
 取締役の選任または解任について甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、取締役の選任または解任における100分の20要件が当該決議の対象となった取締役の選任または解任にかかる当社株主総会決議時点において充足されていたものとみなす。
 甲種類株主は、取締役の選任または解任について甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当社株主総会において取締役を選任または解任する旨の決議がなされた場合には、当社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができる。甲種類株主による異議申立てなく株主総会決議後2週間以内の異議申立て期間が経過した場合は、取締役の選任または解任における100分の20要件が当該取締役の選任または解任にかかる当社株主総会決議時点において充足されていなかったものとみなす。
 - ② 合併、株式交換、株式移転
 当社が合併、株式交換、株式移転をする場合において甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、合併における100分の20要件、株式交換における100分の20要件および株式移転における100分の20要件が、当該合併、株式交換または株式移転にかかる当社株主総会決議の時点において充足されていたものとみなす。
 甲種類株主は、当社が合併、株式交換、株式移転をする場合において甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当社株主総会において当社にかかる合併、株式交換、株式移転を行う旨の決議がなされた場合には、当社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができる。甲種類株主による異議申立てなく株主総会決議後2週間以内の異議申立て期間が経過した場合は、合併における100分の20要件、株式交換における100分の20要件、株式移転における100分の20要件が、当該合併、株式交換、株式移転にかかる当社株主総会決議の時点において充足されていなかったものとみなす。
- 5 甲種類株式の取得請求権および取得条項に関する定め
- (1) 甲種類株主は、いつでも、当社に対し、書面によって、金銭の交付と引き換えに甲種類株式を取得することを請求することができる
 - (2) 当社は、甲種類株式が公的主体以外の者に譲渡された場合、取締役会の決議により、当該譲受人の意

思にかかわらず、金銭の交付と引き換えに甲種類株式を取得することができる。なお、甲種類株主は、甲種類株式を譲渡する場合には、当会社に対して、その旨および相手先の名称を、事前に通知しなければならない。

- (3) 甲種類株式の取得価格は、上記(1)の場合は取得請求日、上記(2)の場合は取得日の前日(以下あわせて「取得価格基準日」という。)の時価によることとする。当会社普通株式が東京証券取引所に上場されている場合は、当会社普通株式一株あたりの東京証券取引所における取得価格基準日の終値と同一の価格をもって取得価格基準日の時価とする。取得価格基準日の終値が存在しない場合には、同日より前の最も直近の日における終値によることとする。

6 定義

甲種類株式にかかる上記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している会社等をいう。以下、他の会社等の意思決定機関を支配している者とは、次の各号に掲げる者をいう。
- ① 他の会社等の議決権(種類株式の議決権を除く。以下種類株式の議決権につき言及する場合を除き同じ。)の過半数を自己の計算において所有している者
 - ② 他の会社等の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している者であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する者
 - イ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。
 - ロ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業または事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
 - ハ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
 - ニ 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額の過半について融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。)を行っていること(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。)
 - ホ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。
 - ③ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)に他の会社等の議決権の過半数を占めている者であつて、かつ、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する者
 - ④ 他の会社等の種類株式(議決権のないものを除く。)のうちある種類のものについて、その議決権の過半数を自己の計算において所有している者
- (2) 「会社等」とは、会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。
- (3) 「関連会社」とは、ある者(その者が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。)が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。ある者が他の者(個人を含む。)の関連会社である場合の他の者もある者の関連会社とみなす。子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合は、次の各号に掲げる場合をいう。
- ① 子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を自己の計算において所有している場合
 - ② 子会社以外の他の会社等の議決権の100分の15以上、100分の20未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
 - イ 役員もしくは使用人である者、またはこれらであった者で自己が子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役またはこれらに準ずる役職に就任していること。
 - ロ 子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行っていること。
 - ハ 子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。
 - ニ 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上または事業上の取引があること。

- ホ その他子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
- ③ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者および自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)に子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を占めているときであって、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合
- (4) 「共同保有者」とは、以下のいずれかに該当する者を総称している。
- ① 単一の株主が、当会社の株式の他の保有者と協力して、当会社の経営に継続的に影響を与えることを合意している場合の当該他の保有者
- ② 単一の株主の配偶者、親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人、子会社もしくは関連会社、または単一の株主の親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人の単一の株主以外の子会社であって当会社の株式を保有している者
- ③ ①に定める他の保有者の配偶者、親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人、子会社もしくは関連会社であって当会社の株式を保有している者
- ④ 単一の株主の配偶者の子会社または関連会社(単一の株主およびその配偶者夫婦の事情をあわせ考慮した場合に当該夫婦の子会社または関連会社となる者を含む。)であって当会社の株式を保有している者
- ⑤ ①に定める他の保有者の配偶者の子会社または関連会社(①に定める他の保有者およびその配偶者夫婦の事情をあわせ考慮した場合に当該夫婦の子会社または関連会社となる者を含む。)であって当会社の株式を保有している者
- (5) 「甲種類株式」とは、当会社の定款第3章に規定する種類株式をいう。
- (6) 「公的主体」とは、国又は国が全額出資する独立行政法人をいう。
- (7) 「子会社」とは、会社等又は個人が他の会社等の意思決定機関を支配している場合の当該他の会社等をいい、親会社及び子会社、子会社の意思決定機関を支配する個人及び子会社、又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社又は個人の子会社とみなす。
- (8) 「重要な資産の処分等」とは、当会社または当会社子会社における、資産の売却、事業譲渡、現物出資、会社分割(ただし、現物出資または会社分割の実施後、当会社が、出資先会社または会社分割における承継会社もしくは新設会社の、親会社となる場合を除く。)、および担保設定その他の処分、ならびに当会社子会社株式・持分の売却(ただし、当会社が直接株式を所有している子会社の場合を除き、当会社子会社株式・持分の売却後、当会社が当該子会社の、親会社となる場合を除く。)その他の処分、当該処分により当会社または当会社子会社が受領する対価もしくは担保設定額が直近に作成された当会社監査済連結財務諸表における総資産の100分の20以上である場合または直近に作成された連結財務諸表における連結売上高において当該処分にかかる資産による売上高の占める割合が100分の20以上である場合のいずれかをいう。なお、当会社子会社株式・持分の売却には、合併、株式交換、株式移転および当会社連結子会社が行う第三者割当増資(ただし、当会社が直接株式を所有している子会社の場合を除き、合併、株式交換、株式移転または第三者割当増資の実施後、当会社が合併による存続会社もしくは新設会社、株式交換もしくは株式移転における完全親会社、または第三者割当増資を行った当会社子会社の、親会社となる場合を除く。)を含むものとする。また、当会社子会社株式・持分の売却の場合、当会社または当会社子会社が受領する対価は、株式・持分の売却の場合は当会社子会社の一株・一出資口あたり売却価格に売却直前時点における当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額、合併、株式交換、株式移転の場合は合併比率(合併により解散する会社の株主・社員の所有する一株・一出資口についての、存続会社または新設会社の株式・持分の割当の比率をいう。以下同じ。)、株式交換比率(株式交換により完全子会社となる会社の株主の所有する一株についての、完全親会社となる会社の株式・持分の割当の比率をいう。以下同じ。)、株式移転比率(株式移転により完全子会社となる会社の株主の所有する一株についての、設立される完全親会社の株式の割当の比率をいう。以下同じ。)を算出するにあたり使用された当会社子会社の一株・一出資口あたりの価値に合併、株式交換、株式移転直前時点における当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額、第三者割当増資の場合は第三者割当増資における当会社子会社の一株・一出資口あたりの払込金額等に第三者割当増資直後の当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額に、それぞれ対象となる当会社子会社の直近に作成された監査済貸借対照表における有利子負債(以下「有利子負債」という。)の総額に相当する金額を加算した金額とみなす。会社分割および事業譲渡の場合、当会社または当会社子会社が受領する対価は、当会社または当会社子会社が受領する金銭、株式その他の金額(金銭以外の資産については会社分割及び事業譲渡における当該資産の評価額をいう。)に、会社分割または事業譲渡において当会社または当会社子会社からの承継の対象とされた有利子負債の総額に相当する金額を加算した金額とみなす。上記にかかわらず、当会社が直接株式を所有している子会社株式の処分の場合、当該処分により当会社が

受領する対価もしくは担保設定額が直近に作成された当会社監査済連結財務諸表における総資産の100分の20以上である場合を「重要な資産の処分等」とする。

(9) 「取得請求日」とは、甲種類株主の書面による当会社に対する甲種類株式の取得請求の通知が、当会社に到達した日をいう。

(10) 「単一の株主」とは、自己の計算において当会社株式を所有している者のほか、以下に掲げる者を含む。

① 金銭の信託契約その他の契約または法律の規定に基づき、当会社の株主としての議決権を行使することができる権限を有する者、または、当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者(②に該当する者を除く。)

② 投資一任契約(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和61年法律第74号)第2条第4項に規定する投資一任契約をいう。)その他の契約または法律の規定に基づき、当会社株主に投資をするのに必要な権限を有する者

3 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

4 株式の種類毎の議決権の有無及びその理由

(注) 2の1に記載のとおり、甲種類株式は当会社株主総会において議決権を有しないものとされています(ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではありません)。

当会社定款においては、(注) 2の4に記載のとおり、経営上の一定の重要事項の決定について、株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式に係る甲種類株主総会の決議が必要である旨が定められています。このような機能を有する甲種類株式を経済産業大臣が保有することにより、当会社に対する経営支配や投機目的による敵対的買収等の危険を防止する手段として有効なものと考えられるとともに、ナショナル・フラッグ・カンパニーとして我が国向けエネルギーの安定供給の効率的実現の一翼を担うことが期待され、対外的な交渉や信用などの面で積極的な効果も期待できること等が、甲種類株式を発行した目的であり、甲種類株式は当会社株主総会の議決権を有しておりません(ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではありません)。

5 株式の保有に係る特記事項

甲種類株式は経済産業大臣によって保有されています。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日 (注)	△0.13	2,358,410	—	30,000	—	762,992

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	甲種類株式 1	—	甲種類株式の内容は、「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「②発行済株式」の注記2に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,182	—	株主として権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,348,883	2,348,883	同上
端株	普通株式 6,344.13	—	法令に別段の定めがある場合を除き、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式の端株
発行済株式総数	2,358,410.13	—	—
総株主の議決権	—	2,348,883	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式1株(議決権の数1個)が含まれております。

2 「端株」欄の普通株式には、自己株式等に該当する端株が次のとおり含まれております。

自己株式 国際石油開発帝石ホールディングス株式会社 0.62株

なお、国際石油開発帝石ホールディングス株式会社は、平成20年10月1日付で、商号を国際石油開発帝石株式会社に変更しております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 国際石油開発帝石ホール ディングス株式会社 (注)1	東京都渋谷区恵比寿四丁 目1番18号(注)2	3,182	—	3,182	0.13
計	—	3,182	—	3,182	0.13

(注) 1 平成20年10月1日付で、商号を国際石油開発帝石株式会社に変更しております。

2 平成20年10月1日付で、本社所在地を東京都港区赤坂五丁目3番1号に移転しております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,280,000	1,440,000	1,370,000	1,380,000	1,200,000	1,176,000	927,000	679,000	712,000
最低(円)	1,080,000	1,120,000	1,250,000	1,043,000	964,000	837,000	424,000	428,000	497,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	就任年月日
取締役	専務執行役員 ユーラシア・中東事業本部長	金森邦夫	昭和22年2月2日生	昭和48年4月 イラン石油(株)入社 昭和53年3月 石油開発公団入団 平成15年6月 同公団 理事 平成16年2月 国際石油開発(株)顧問 平成16年6月 同社 常務取締役探鉱・物理探鉱担当 平成17年9月 同社 技術・環境保安本部長兼ユーラシア・中東アフリカ事業本部長 平成19年3月 同社 ユーラシア・中東アフリカ事業本部長 平成20年10月 当社 取締役専務執行役員ユーラシア・中東事業本部長(現職)	(注)	普通株式 11	平成20年 10月1日
取締役	常務執行役員 マセラ事業本部長	菅谷 俊一郎	昭和27年11月27日生	昭和51年4月 インドネシア石油(株)入社 平成9年4月 同社 開発部長 平成13年6月 同社 取締役 平成14年6月 国際石油開発(株) 開発部担当支配人 平成17年9月 同社 アジア事業本部長兼技術・環境保安本部本部長補佐兼アジア地域/技術・環境保安担当支配人 平成19年6月 同社 常務取締役アジア事業本部長 平成20年10月 当社 取締役常務執行役員マセラ事業本部長(現職)	(注)	普通株式 11	平成20年 10月1日
取締役	常務執行役員 国内事業本部長	池田隆彦	昭和30年1月18日生	昭和53年4月 帝国石油(株)入社 平成14年3月 同社 国内本部生産部長 平成16年3月 同社 理事 平成17年3月 同社 取締役 平成18年4月 国際石油開発帝石ホールディングス(株)(現当社) 経営企画本部国内プロジェクト企画・管理ユニットジェネラルマネージャー 平成19年6月 帝国石油(株)常務取締役国内本部長兼新潟鉱業所長 平成20年10月 当社 取締役常務執行役員国内事業本部長(現職)	(注)	普通株式 16	平成20年 10月1日

(注) 取締役 金森邦夫、同 菅谷俊一郎及び同 池田隆彦の任期は、平成20年6月25日開催の第2回定時株主総会において再任されたその他の取締役の任期と同様に、平成20年10月1日から平成22年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	技術本部長	牧 武志	平成20年9月30日
取締役	技術本部副本部長	古川 恭介	平成20年9月30日
取締役	経営企画本部本部長補佐 技術本部本部長補佐	坂本 明範	平成20年9月30日

(注) 1 古川恭介は、平成20年10月1日付で、専務執行役員パイプライン建設本部長に就任しております。
2 坂本明範は、平成20年10月1日付で、常務執行役員パース駐在イクシスプロジェクト全体統括に就任しております。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役 技術統括 環境保安およびコンプライア ンス担当	代表取締役 コンプライアンス担当	梶岡 雅俊	平成20年10月1日
取締役 副社長執行役員 総務本部長	取締役総務本部長	松野 尚武	平成20年10月1日
取締役 副社長執行役員 経営企画本部長	取締役経営企画本部長	喜田 勝治郎	平成20年10月1日
取締役 副社長執行役員 財務・経理本部長	取締役経理・IT本部長	藤井 睦久	平成20年10月1日
取締役 専務執行役員 アジア・オセアニア・大陸棚 事業本部長	取締役 経営企画本部副本部長 技術本部副本部長	由井 誠二	平成20年10月1日
取締役 専務執行役員 アメリカ・アフリカ事業本部 長	取締役 経営企画本部副本部長 技術本部副本部長	佐野 正治	平成20年10月1日
取締役 常務執行役員 イクシス事業本部長	取締役 経営企画本部本部長補佐	伊藤 成也	平成20年10月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	143,419	204,596
受取手形及び売掛金	63,316	120,948
有価証券	133,770	115,730
たな卸資産	※1 18,640	※1 19,716
その他	46,033	104,176
貸倒引当金	△26	△58
流動資産合計	405,151	565,110
固定資産		
有形固定資産	※2 270,400	※2 254,481
無形固定資産		
のれん	116,573	121,644
その他	140,978	143,836
無形固定資産合計	257,552	265,480
投資その他の資産		
投資有価証券	378,571	360,726
生産物回収勘定	439,371	383,162
その他	97,530	61,258
貸倒引当金	△614	△911
生産物回収勘定引当金	△85,826	△71,445
探鉱投資引当金	△9,496	△9,963
投資その他の資産合計	819,535	722,827
固定資産合計	1,347,488	1,242,789
資産合計	1,752,640	1,807,900
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,575	22,582
短期借入金	26,376	19,274
未払法人税等	71,532	131,523
探鉱事業引当金	7,174	10,786
役員賞与引当金	116	208
その他	86,712	140,909
流動負債合計	203,486	325,285
固定負債		
長期借入金	130,920	174,813
退職給付引当金	8,426	8,645
廃鉱費用引当金	13,761	12,728
開発事業損失引当金	1,964	1,964
特別修繕引当金	406	229
その他	30,884	45,420
固定負債合計	186,363	243,802
負債合計	389,850	569,088

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	418,491	418,493
利益剰余金	840,630	718,616
自己株式	△5,248	△2,215
株主資本合計	1,283,873	1,164,894
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△6,045	△7,468
繰延ヘッジ損益	△0	3
為替換算調整勘定	△5,152	△60
評価・換算差額等合計	△11,198	△7,524
少数株主持分	90,115	81,442
純資産合計	1,362,790	1,238,812
負債純資産合計	1,752,640	1,807,900

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	922,643
売上原価	253,720
売上総利益	668,923
探鉱費	18,254
販売費及び一般管理費	※1 49,781
営業利益	600,887
営業外収益	
受取利息	5,967
受取配当金	10,568
持分法による投資利益	1,315
その他	6,711
営業外収益合計	24,562
営業外費用	
支払利息	3,547
生産物回収勘定引当金繰入額	15,265
探鉱事業引当金繰入額	2,394
投資有価証券評価損	30,152
為替差損	5,143
その他	7,075
営業外費用合計	63,578
経常利益	561,872
税金等調整前四半期純利益	561,872
法人税、住民税及び事業税	434,254
法人税等調整額	△15,110
法人税等合計	419,143
少数株主利益	1,868
四半期純利益	140,860

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	181,049
売上原価	65,264
売上総利益	115,784
探鉱費	2,532
販売費及び一般管理費	※1 16,085
営業利益	97,166
営業外収益	
受取利息	2,499
受取配当金	6,802
為替差益	97
その他	4,943
営業外収益合計	14,342
営業外費用	
支払利息	145
持分法による投資損失	34
生産物回収勘定引当金繰入額	1,072
投資有価証券評価損	25,044
その他	2,767
営業外費用合計	29,063
経常利益	82,445
税金等調整前四半期純利益	82,445
法人税、住民税及び事業税	55,832
法人税等調整額	△7,750
法人税等合計	48,082
少数株主損失(△)	△2,468
四半期純利益	36,831

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	561,872
減価償却費	31,799
のれん償却額	5,070
生産物回収勘定引当金の増減額(△は減少)	18,049
探鉱事業引当金の増減額(△は減少)	△3,477
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△219
廃鉱費用引当金の増減額(△は減少)	1,100
その他の引当金の増減額(△は減少)	2,125
受取利息及び受取配当金	△16,535
支払利息	3,547
為替差損益(△は益)	5,131
持分法による投資損益(△は益)	△1,315
投資有価証券評価損益(△は益)	30,152
生産物回収勘定(資本支出)の回収額	35,265
生産物回収勘定(非資本支出)の増加額	△25,055
売上債権の増減額(△は増加)	58,256
たな卸資産の増減額(△は増加)	936
仕入債務の増減額(△は減少)	△11,481
未収入金の増減額(△は増加)	30,048
未払金の増減額(△は減少)	△48,242
その他	△2,862
小計	674,166
利息及び配当金の受取額	16,620
利息の支払額	△5,031
法人税等の支払額	△475,746
営業活動によるキャッシュ・フロー	210,008
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△3,059
定期預金の払戻による収入	3,295
有形固定資産の取得による支出	△57,031
有形固定資産の売却による収入	314
無形固定資産の取得による支出	△2,592
有価証券の取得による支出	△19,082
有価証券の売却による収入	96,313
投資有価証券の取得による支出	△132,203
投資有価証券の売却による収入	6,510
生産物回収勘定(資本支出)の支出	△84,723
短期貸付金の増減額(△は増加)	△45
長期貸付けによる支出	△2,972

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

長期貸付金の回収による収入	725
その他	△1,142
投資活動によるキャッシュ・フロー	△195,694
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	15,602
長期借入れによる収入	11,800
長期借入金の返済による支出	△59,817
少数株主からの払込みによる収入	7,101
自己株式の取得による支出	△3,048
配当金の支払額	△18,837
少数株主への配当金の支払額	△81
その他	△90
財務活動によるキャッシュ・フロー	△47,370
現金及び現金同等物に係る換算差額	△5,329
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△38,385
現金及び現金同等物の期首残高	222,269
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 183,884

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結の範囲の変更

第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除いた会社は1社であり、その内訳は以下のとおりであります。

第1四半期連結会計期間に清算終了したことにより連結の範囲から除いた会社

帝石スエズSEJ(株)

第2四半期連結会計期間より新規に連結の範囲に含めることとした会社は1社、連結の範囲から除いた会社は2社であり、その内訳は以下のとおりであります。

第2四半期連結会計期間に設立に伴う出資により新規に連結の範囲に含めた会社

INPEX Petroleo Santos Ltda.

第2四半期連結会計期間に清算終了したことにより連結の範囲から除いた会社

帝石アルジェリア石油(株)、Teikoku Gas Venezuela C.A.

また、当第3四半期連結会計期間より新規に連結の範囲に含めることとした会社は1社、連結の範囲から除いた会社は4社であり、その内訳は以下のとおりであります。

当第3四半期連結会計期間に設立に伴う出資により新規に連結の範囲に含めた会社

インペックスセラム海石油(株)

当第3四半期連結会計期間に合併により連結の範囲から除いた会社

国際石油開発(株)

帝国石油(株)

当第3四半期連結会計期間に清算終了したことにより連結の範囲から除いた会社

インペックス北マカッサル石油(株)

インペックス北ナトゥナ石油(株)

(2) 変更後の連結子会社の数

55社

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。 商品及び製品(半製品を含む。) 12,131百万円 仕掛品 74百万円 原材料及び貯蔵品 6,433百万円</p> <p>※2 減価償却累計額 有形固定資産の減価償却累計額は、468,680百万円であります。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の銀行借入等に対し、債務保証を行っております。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>Tangguh Trustee※ 16,526 サハリン石油ガス開発㈱ 4,285 Fujian Tranche※ 2,928 インペックス北カンボス沖石油㈱ 2,311 酒田天然瓦斯㈱ 597 オハネットオイルアンドガス㈱ 537 ALBACORA JAPAO PETROLEO LIMITADA 148 従業員(住宅資金借入) 373</p> <hr/> <p>合計 27,710</p> <p>※MI Berau B. V. 及びMIベラウジャパン㈱を通じて参画するタングーLNGプロジェクトの開発資金借入</p>	<p>※1 たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。 商品及び製品(半製品を含む。) 10,996百万円 仕掛品 153百万円 原材料及び貯蔵品 8,566百万円</p> <p>※2 減価償却累計額 有形固定資産の減価償却累計額は、447,121百万円であります。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の銀行借入等に対し、債務保証を行っております。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>Tangguh Trustee※ 17,487 サハリン石油ガス開発㈱ 5,990 インペックス北カンボス沖石油㈱ 1,780 オハネットオイルアンドガス㈱ 897 酒田天然瓦斯㈱ 775 ALBACORA JAPAO PETROLEO LIMITADA 664 日石マレーシア石油開発㈱ 553 Fujian Tranche※ 397 日石サラワク石油開発㈱ 81 従業員(住宅資金借入) 449</p> <hr/> <p>合計 29,077</p> <p>※MI Berau B. V. 及びMIベラウジャパン㈱を通じて参画するタングーLNGプロジェクトの開発資金借入</p> <p>また、連結子会社 INPEX BTC Pipeline, Ltd. はBTCパイプラインプロジェクトファイナンスによる借入金等に対し、一定の事由が発生した場合には、次回約定返済等を保証することとしております。当連結会計年度末の次回約定返済額は340百万円であります。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額の内訳は、次のとおりであります。	
	百万円
人件費	9,850
（うち、役員退職慰労引当金繰入額	66
（うち、退職給付費用	629
（うち、役員賞与引当金繰入額	116
輸送費	4,794
減価償却費	12,615
のれん償却額	5,070

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額の内訳は、次のとおりであります。	
	百万円
人件費	3,239
（うち、退職給付費用	231
（うち、役員賞与引当金繰入額	33
輸送費	847
減価償却費	4,037
のれん償却額	1,690

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	143,419百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金等	△625百万円
有価証券 (コマーシャルペーパー)	31,977百万円
有価証券(政府短期証券)	4,999百万円
有価証券(MMF等)	1,814百万円
有価証券(譲渡性預金)	2,300百万円
現金及び現金同等物の 四半期末残高	183,884百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	2,358,409
甲種類株式(株)	1
合計(株)	2,358,410

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	4,916

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	9,425	4,000	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	甲種類株式	利益剰余金	0	4,000	平成20年3月31日	平成20年6月26日
平成20年11月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	9,420	4,000	平成20年9月30日	平成20年12月19日
	甲種類株式	利益剰余金	0	4,000	平成20年9月30日	平成20年12月19日

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間
(自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日)

共通支配下の取引等

1. 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

①国際石油開発帝石ホールディングス株式会社(存続会社)

石油・天然ガス、その他の鉱物資源の調査、探鉱、開発、生産、販売を行う子会社、グループ会社の経営管理等

②国際石油開発株式会社(消滅会社)

石油・天然ガス・その他の鉱物資源の探鉱、開発、生産、販売及びそれらを行う企業に対する投融資

③帝国石油株式会社(消滅会社)

石油・天然ガスの探鉱、開発、生産、販売及びそれらを行う企業に対する投融資

(2) 企業結合の法的形式

吸収合併

(3) 結合後企業の名称

国際石油開発帝石株式会社

(4) 取引の目的を含む取引の概要

国際石油開発帝石ホールディングス株式会社は、平成18年4月3日に国際石油開発株式会社及び帝国石油株式会社による株式移転により設立された共同持株会社であります。一層効率的・機動的な経営体制を確保することを目的に、平成20年10月1日付で国際石油開発帝石ホールディングス株式会社を存続会社として国際石油開発株式会社及び帝国石油株式会社を吸収合併するとともに、商号を国際石油開発帝石株式会社に変更しております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、「共通支配下の取引」として処理しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

全セグメントの売上高及び営業利益の合計額に占める石油・天然ガス関連事業の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメントの記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	ユーラシア (欧州・ NIS諸国) (百万円)	中東・ アフリカ (百万円)	米州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	24,320	84,203	8,452	61,668	2,404	181,049	—	181,049
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	24,320	84,203	8,452	61,668	2,404	181,049	—	181,049
営業利益 (又は営業損失(△))	10,245	53,579	△160	35,024	705	99,394	(2,227)	97,166

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	ユーラシア (欧州・ NIS諸国) (百万円)	中東・ アフリカ (百万円)	米州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	70,816	370,942	62,848	411,468	6,568	922,643	—	922,643
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	70,816	370,942	62,848	411,468	6,568	922,643	—	922,643
営業利益 (又は営業損失(△))	26,353	258,911	32,539	289,118	△396	606,525	(5,638)	600,887

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度及び事業活動の相互関連性によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1) アジア・オセアニア——インドネシア、オーストラリア、東チモール、ベトナム

(2) ユーラシア(欧州・NIS諸国)—アゼルバイジャン、カザフスタン、イギリス

(3) 中東・アフリカ——アラブ首長国連邦、コンゴ民主共和国、イラン、リビア、エジプト、アルジェリア、アンゴラ

(4) 米州——ベネズエラ、エクアドル、アメリカ合衆国、カナダ、スリナム、ブラジル

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	アジア・オセアニア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	64,901	5,118	70,019
II 連結売上高(百万円)			181,049
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	35.9	2.8	38.7

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	アジア・オセアニア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	318,216	36,424	354,641
II 連結売上高(百万円)			922,643
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	34.5	3.9	38.4

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) アジア・オセアニア—韓国、台湾、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、オーストラリア
 (2) その他の地域——アメリカ合衆国
 3 海外売上高は、本邦以外の国又は地域向け売上高であり、最終仕向地を基準としております。
 なお、第2四半期連結累計期間の売上高の一部について、当第3四半期連結会計期間において最終仕向地
 が確定したことに伴う調整を行っております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 540,759円88銭	1株当たり純資産額 491,168円09銭

2 1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	59,806円81銭

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
四半期純利益(百万円)	140,860
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	140,860
期中平均株式数(株)	2,355,260
普通株式	2,355,259
普通株式と同等の株式：甲種類株式	1

- (注) 甲種類株式は剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	15,646円10銭

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
四半期純利益(百万円)	36,831
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	36,831
期中平均株式数(株)	2,354,060
普通株式	2,354,059
普通株式と同等の株式：甲種類株式	1

- (注) 甲種類株式は剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成20年11月11日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

- (イ) 配当金の総額……………9,420百万円
(ロ) 1株当たりの金額……………4,000円
(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成20年12月19日

(注)平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っておりません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月10日

国際石油開発帝石株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 遠藤 健二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 古杉 裕亮 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中野 竹司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高橋 聡 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている国際石油開発帝石株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、国際石油開発帝石株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月12日
【会社名】	国際石油開発帝石株式会社
【英訳名】	INPEX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒田直樹
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長黒田直樹は、当社の第3期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。